

## 第一四五回

### 参第一一〇号

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律（案）

（児童手当法の一部改正）

第一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子育て支援手当法

目次中「（第一条 第三条）」を「（第一条・第二条）」に、「第二章 児童手当の支給（第四条 第十七条）」を

「第二章 児童手当の支給等（第三条 第十七条の二）」

第二章の二 子育て継続手当の支給（第十七条の三 第十七条の八）」

に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、子育てに係る経済的負担を軽減するため児童を養育している者等に対し子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等を育てている家庭における生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条を削る。

第三条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「子育て支援手当」とは、児童手当及び子育て継続手当をいう。

第三条を第二条とする。

「第二章 児童手当の支給」を「第二章 児童手当の支給等」に改める。

第二章中第四条の前の見出しの前に次の一条を加える。

（趣旨及び受給者の責務）

第三条 児童手当は、児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを旨として支給するものとする。

2 児童手当の支給を受けた者は、これを前項の趣旨に従つて用いなければならない。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

第四条第一項第二号中「支給要件児童」を「児童」に改め、同項第三号中「もの。」を「もの」に改め、ただし書を削る。

第五条第一項を次のように改める。

児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもの(以下この条において「生計維持児童」という。)の有無及び数に応じ、それぞれ次の各号に定める額以上であるときは、支給しない。

- 一 その者の扶養親族等及び生計維持児童がない場合 八百七十二万円
- 二 その者の扶養親族等又は生計維持児童がある場合 八百七十二万円に当該扶養親族等又は生計維持児童一人につき三十万円(当該扶養親族等が地方税法第三百十四条の二第一項第十号に規定する老人控除対象配偶者(以下「老人控除対象配偶者」という。)又は同項第十一号に規定する老人扶養親族(以下「老人扶養親族」という。)であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき三十六万円)を加算した額

第六条第一項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 児童手当の支給要件に該当する者(以下「児童手当の受給資格者」という。)に係る児童が一人又は二人いる場合(第三号に掲げる場合を除く。) 一万円に当該児童の数を乗じて得た額
- 二 児童手当の受給資格者に係る児童が三人以上いる場合(次号に掲げる場合を除く。) 二万円に当該児童の数を乗じて得た額から、二万円を控除して得た額
- 三 児童手当の受給資格者が、第十七条の六の規定により子育て継続手当の支給を受けている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
  - イ 児童手当の受給資格者に係る第十七条の三第一項に規定する子育て継続手当支給要件者が一人いる場合 二万円に児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額
  - ロ 児童手当の受給資格者に係る第十七条の三第一項に規定する子育て継続手当支給要件者が二人以上いる場合 二万円に児童の数を乗じて得た額

第七条第一項、第八条第一項から第三項までの規定及び第十条中「受給資格者」を「児童手当の受給資格者」に改める。

第十二条中「支給要件児童」を「児童」に改める。

第十七条第一項中「(以下「公務員」という。)」を削る。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

(児童育成事業)

第十七条の二 政府は、児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童育成事業(育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業をいう。以下同じ。)

を行うことができる。

第二章の次に次の一章を加える。

## 第二章の二 子育て継続手当の支給

(支給要件)

第十七条の三 子育て継続手当は、十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者のうち政令で定めるところにより計算した所得の額が政令で定める額以下のもの(以下「子育て継続手当支給要件者」という。)の生計を維持するその父、母その他の政令で定める親族が日本国内に住所を有するときに支給する。

2 子育て継続手当は、前項の親族の前年の所得(一月から五月までの月分の子育て継続手当については、前々年の所得とする。)が、その者の扶養親族等及び同項の親族の扶養親族等でない児童で同項の親族が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの(以下この条において「生計維持児童」という。)の有無及び数に応じ、それぞれ次の各号に定める額以上であるときは、支給しない。

一 その者の扶養親族等及び生計維持児童がない場合 八百七十二万円

二 その者の扶養親族等又は生計維持児童がある場合 八百七十二万円に当該扶養親族等又は生計維持児童一人につき三十万円(当該扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき三十六万円)を加算した額

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(子育て継続手当の額)

第十七条の四 子育て継続手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 子育て継続手当の支給要件に該当する者(以下「子育て継続手当の受給資格者」という。)に係る子育て継続手当支給要件者が一人又は二人である場合 一万円に当該子育て継続手当支給要件者の数を乗じて得た額

二 子育て継続手当の受給資格者に係る子育て継続手当支給要件者が三人以上である場合 二万円に当該子育て継続手当支給要件者の数を乗じて得た額から、二万円を控除して得た額

2 第六条第二項の規定は、前項の額について準用する。

(認定)

第十七条の五 子育て継続手当の受給資格者は、子育て継続手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子育て継続手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子育て継続手当の支給を受けようとするときも、同項と同様と

する。

(支給)

第十七条の六 市町村長は、前条の認定をした子育て継続手当の受給資格者に対し、子育て継続手当を支給する。

(準用)

第十七条の七 第八条第二項から第四項まで及び第九条から第十六条までの規定は、子育て継続手当の支給及び支払について準用する。

(公務員に関する特例)

第十七条の八 第十七条第一項の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合においては、第十七条の五第一項中「住所地の市町村長」とあり、第十七条の六及び前条において準用する第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなった場合について準用する。

3 第一項の規定によって読み替えられる第十七条の五第一項の認定を受けた者については、前条において準用する第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなった」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同条第一項を次のように改める。

子育て支援手当の支給に要する費用(公務員に対する子育て支援手当の支給に要する費用を除く。)は、その百分の九十九に相当する額を国庫が負担し、その百分の五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「児童手当」を「子育て支援手当」に、「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「の認定」を「の認定及び前条第一項の規定によって読み替えられる第十七条の五の認定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項及び第十七条の六」に、「児童手当」を「子育て支援手当」に改め、同項を同条とする。

第二十条第一項中「被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する」を削る。

第二十一条第二項中「被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する」及び「(次項において「事業費充当額相当率」という。)を加えた率」を削り、同条第三項中「事業費充当額相当率」を「拠出金率」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。

第二十五条中「児童手当」を「児童手当若しくは子育て継続手当」に改める。

第二十六条第一項中「前年」を「その者の前年」に改め、「及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別」を削り、同条第二項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に、「前項」を「第一項又は前項」に改め、「認定をする者」の下に「及び第十七条の八第一項の規定によつて読み替えられる第十七条の五の認定をする者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七条の六の規定により子育て継続手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、その者及びその者に係る子育て継続手当支給要件者の前年の所得の状況を届け出なければならない。

第二十七条第一項中「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に、「、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分」を「及び児童手当又は子育て継続手当の額」に改める。

第二十八条中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に、「受給資格者の資産」を「児童手当の受給資格者、子育て継続手当の受給資格者又は子育て継続手当支給要件者の資産」に、「受給資格者の雇用主」を「児童手当の受給資格者、子育て継続手当の受給資格者若しくは子育て継続手当支給要件者の雇用主」に改める。

第二十九条中「認定をする者」の下に「及び第十七条の八第一項の規定によつて読み替えられる第十七条の五の認定をする者」を加え、「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

第二十九条の二を削る。

第三十一条中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。

附則第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号イ中「扶養親族」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の三を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 控除対象扶養親族 老人扶養親族及び障害者である扶養親族をいう。

第七十九条第二項中「に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族」を「の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち障害者」に改める。

第八十三条第二項及び第八十三条の二第一項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十四条第一項中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、「その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、」を削り、「四十八万円とする。」を「、四十八万円」に改め、同条第二項中

「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十五条の見出し中「扶養親族等」を「控除対象扶養親族等」に改め、同条第一項ただし書中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に、「第二条第一項第三十一号イ又は第三十一号の二（定義）」を「第二条第一項第三十一号イ（定義）」に規定する扶養親族で政令で定めるもの若しくは政令で定める親族又は同項第三十一号の二」に改め、同条第二項中「扶養親族が特別障害者」を「老人扶養親族が特別障害者」に改め、「するかどうか」の下に「及び控除対象扶養親族のうち障害者である者が特別障害者に該当するかどうか」を加え、「扶養親族がその」を「控除対象扶養親族がその」に改め、同条第三項中「特定扶養親族、」を削り、「扶養親族に」を「控除対象扶養親族に」に改め、同条第四項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十五条第一項第一号及び第二号、第八十六条第一項第一号及び第二項第一号、第八十七条並びに第九十条第二号八中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十四条第一項第三号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、「特定扶養親族又は」を削り、同項第六号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十五条第一項第二号及び第三号並びに第三項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第二百三条の三第一号中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改め、同号ホ中「申告書に扶養親族」を「申告書に控除対象扶養親族」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、「特定扶養親族又は」及び「特定扶養親族については五万円とし、」を削り、「四万円とする。」を「四万円」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同号ヘ中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第二号中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。

第二百三条の五の見出し中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改め、同条第一項第四号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、「特定扶養親族又は」を削り、同項第五号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第四項中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。

第二百三条の六中「扶養親族等申告書」を「控除対象扶養親族等申告書」に改める。

別表第二中  
「 扶養親族等 」  
を  
「 控除対象扶養親族等 」  
に、  
「 扶養親族を 」

を

「 控除対象扶養親族を 」

に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の5%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	160	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,050	3,100	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,100	3,150	20	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,150	3,200	25	0	0	0	0	0	0	0	170	0
3,200	3,250	30	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,250	3,300	35	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,300	3,400	40	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,400	3,500	45	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,500	3,600	55	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,600	3,700	65	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,700	3,800	70	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,800	3,900	80	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,900	4,000	85	5	0	0	0	0	0	0	220	0
4,000	4,100	95	10	0	0	0	0	0	0	220	0
4,100	4,200	105	20	0	0	0	0	0	0	230	0
4,200	4,300	110	25	0	0	0	0	0	0	240	0
4,300	4,400	120	35	0	0	0	0	0	0	250	0
4,400	4,500	125	45	0	0	0	0	0	0	260	0
4,500	4,600	135	50	0	0	0	0	0	0	260	0
4,600	4,700	140	55	0	0	0	0	0	0	270	0
4,700	4,800	145	60	0	0	0	0	0	0	280	0
4,800	4,900	150	65	0	0	0	0	0	0	290	0
4,900	5,000	155	70	0	0	0	0	0	0	290	0
5,000	5,100	160	75	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	165	80	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	170	85	0	0	0	0	0	0	320	0
5,300	5,400	175	90	5	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	180	95	10	0	0	0	0	0	330	4
5,500	5,600	185	100	15	0	0	0	0	0	340	12
5,600	5,700	190	105	25	0	0	0	0	0	350	20
5,700	5,800	200	115	30	0	0	0	0	0	350	28
5,800	5,900	205	120	35	0	0	0	0	0	360	36
5,900	6,000	210	125	40	0	0	0	0	0	370	44
6,000	6,100	215	130	45	0	0	0	0	0	380	52
6,100	6,200	220	135	50	0	0	0	0	0	380	60
6,200	6,300	225	140	55	0	0	0	0	0	390	67
6,300	6,400	230	145	60	0	0	0	0	0	400	72
6,400	6,500	235	150	70	0	0	0	0	0	410	76
6,500	6,600	240	160	75	0	0	0	0	0	410	81
6,600	6,700	250	165	80	0	0	0	0	0	420	86
6,700	6,800	255	170	85	0	0	0	0	0	430	91
6,800	6,900	260	175	90	5	0	0	0	0	440	96
6,900	7,000	265	180	95	10	0	0	0	0	450	101

## (二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	270	185	100	15	0	0	0	0	470	107
7,100	7,200	275	190	105	20	0	0	0	0	500	112
7,200	7,300	280	195	110	25	0	0	0	0	520	118
7,300	7,400	285	205	120	35	0	0	0	0	540	123
7,400	7,500	295	210	125	40	0	0	0	0	570	129
7,500	7,600	300	215	130	45	0	0	0	0	590	135
7,600	7,700	305	220	135	50	0	0	0	0	620	140
7,700	7,800	310	225	140	55	0	0	0	0	650	146
7,800	7,900	315	230	145	60	0	0	0	0	670	151
7,900	8,000	320	235	150	65	0	0	0	0	700	157
8,000	8,100	325	240	155	75	0	0	0	0	730	163
8,100	8,200	330	245	165	80	0	0	0	0	750	168
8,200	8,300	340	255	170	85	0	0	0	0	780	174
8,300	8,400	345	260	175	90	5	0	0	0	810	179
8,400	8,500	350	265	180	95	10	0	0	0	830	185
8,500	8,600	355	270	185	100	15	0	0	0	860	191
8,600	8,700	360	275	190	105	20	0	0	0	880	196
8,700	8,800	365	280	195	110	30	0	0	0	910	202
8,800	8,900	370	285	200	120	35	0	0	0	940	207
8,900	9,000	375	290	210	125	40	0	0	0	960	213
9,000	9,100	380	300	215	130	45	0	0	0	990	219
9,100	9,200	390	305	220	135	50	0	0	0	1,020	224
9,200	9,300	395	310	225	140	55	0	0	0	1,040	230
9,300	9,400	400	315	230	145	60	0	0	0	1,070	235
9,400	9,500	405	320	235	150	65	0	0	0	1,100	241
9,500	9,600	410	325	240	155	70	0	0	0	1,120	247
9,600	9,700	415	330	245	160	80	0	0	0	1,150	252
9,700	9,800	420	335	255	170	85	0	0	0	1,170	258
9,800	9,900	425	345	260	175	90	5	0	0	1,200	263
9,900	10,000	435	350	265	180	95	10	0	0	1,230	269
10,000	10,100	440	355	270	185	100	15	0	0	1,250	275
10,100	10,200	445	360	275	190	105	25	0	0	1,280	280
10,200	10,300	450	365	285	200	115	30	0	0	1,310	286
10,300	10,400	460	375	290	205	120	35	0	0	1,330	291
10,400	10,500	465	380	295	210	125	40	0	0	1,360	297
10,500	10,600	470	385	300	215	135	50	0	0	1,390	303
10,600	10,700	475	395	310	225	140	55	0	0	1,410	308
10,700	10,800	485	400	315	230	145	60	0	0	1,440	314
10,800	10,900	490	405	320	235	150	70	0	0	1,470	319
10,900	11,000	495	410	325	245	160	75	0	0	1,490	325
11,000	11,100	505	420	335	250	165	80	0	0	1,520	331
11,100	11,200	510	425	340	255	170	85	0	0	1,540	336
11,200	11,300	515	430	345	260	180	95	10	0	1,570	342
11,300	11,400	520	435	355	270	185	100	15	0	1,600	347
11,400	11,500	530	445	360	275	190	105	20	0	1,630	353
11,500	11,600	535	450	365	280	195	110	30	0	1,650	359
11,600	11,700	540	455	370	290	205	120	35	0	1,670	364
11,700	11,800	550	465	380	295	210	125	40	0	1,680	370
11,800	11,900	555	470	385	300	215	130	45	0	1,700	375
11,900	12,000	560	475	390	305	220	140	55	0	1,720	381

## (三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	565	480	400	315	230	145	60	0	1,740	378
12,100	12,200	575	490	405	320	235	150	65	0	1,760	392
12,200	12,300	580	495	410	325	240	155	75	0	1,780	398
12,300	12,400	585	500	415	330	250	165	80	0	1,800	403
12,400	12,500	590	510	425	340	255	170	85	0	1,810	409
12,500	12,600	600	515	430	345	260	175	90	5	1,830	415
12,600	12,700	605	520	435	350	265	185	100	15	1,840	420
12,700	12,800	610	525	445	360	275	190	105	20	1,860	426
12,800	12,900	620	535	450	365	280	195	110	25	1,880	431
12,900	13,000	625	540	455	370	285	200	115	30	1,890	437
13,000	13,100	630	545	460	375	295	210	125	40	1,920	443
13,100	13,200	635	555	470	385	300	215	130	45	1,950	448
13,200	13,300	645	560	475	390	305	220	135	50	1,990	454
13,300	13,400	650	565	480	395	310	230	145	60	2,020	459
13,400	13,500	655	570	485	405	320	235	150	65	2,060	465
13,500	13,600	665	580	495	410	325	240	155	70	2,090	471
13,600	13,700	670	585	500	415	330	245	160	80	2,130	476
13,700	13,800	675	590	505	420	340	255	170	85	2,170	482
13,800	13,900	680	595	515	430	345	260	175	90	2,200	489
13,900	14,000	690	605	520	435	350	265	180	95	2,240	495
14,000	14,100	695	610	525	440	355	270	190	105	2,270	501
14,100	14,200	700	615	530	450	365	280	195	110	2,310	508
14,200	14,300	710	625	540	455	370	285	200	115	2,340	514
14,300	14,400	715	630	545	460	375	290	205	125	2,380	521
14,400	14,500	720	635	550	465	380	300	215	130	2,410	527
14,500	14,600	725	640	560	475	390	305	220	135	2,450	533
14,600	14,700	735	650	565	480	395	310	225	140	2,480	540
14,700	14,800	740	655	570	485	400	315	235	150	2,520	546
14,800	14,900	745	660	575	490	410	325	240	155	2,560	553
14,900	15,000	750	670	585	500	415	330	245	160	2,590	559
15,000	15,100	760	675	590	505	420	335	250	165	2,630	565
15,100	15,200	765	680	595	510	425	345	260	175	2,660	572
15,200	15,300	770	685	605	520	435	350	265	180	2,700	578
15,300	15,400	780	695	610	525	440	355	270	185	2,730	585
15,400	15,500	785	700	615	530	445	360	275	195	2,770	591
15,500	15,600	790	705	620	535	455	370	285	200	2,800	597
15,600	15,700	795	715	630	545	460	375	290	205	2,840	604
15,700	15,800	805	720	635	550	465	380	295	210	2,870	610
15,800	15,900	810	725	640	555	470	390	305	220	2,910	617
15,900	16,000	815	730	645	565	480	395	310	225	2,940	623
16,000	16,100	825	740	655	570	485	400	315	230	2,980	629
16,100	16,200	830	745	660	575	490	405	320	240	3,020	636
16,200	16,300	835	750	665	580	500	415	330	245	3,050	642
16,300	16,400	840	755	675	590	505	420	335	250	3,090	649
16,400	16,500	850	765	680	595	510	425	340	255	3,120	655
16,500	16,600	855	770	685	600	515	430	350	265	3,160	661
16,600	16,700	860	775	690	610	525	440	355	270	3,190	668
16,700	16,800	870	785	700	615	530	445	360	275	3,230	674
16,800	16,900	875	790	705	620	535	450	365	285	3,260	681
16,900	17,000	880	795	710	625	540	460	375	290	3,300	687

## (四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	885	800	720	635	550	465	380	295	3,330	693
17,100	17,200	895	810	725	640	555	470	385	300	3,370	700
17,200	17,300	910	815	730	645	560	475	395	310	3,400	706
17,300	17,400	925	820	735	650	570	485	400	315	3,440	713
17,400	17,500	935	830	745	660	575	490	405	320	3,480	719
17,500	17,600	950	835	750	665	580	495	410	325	3,510	725
17,600	17,700	960	840	755	670	585	505	420	335	3,550	732
17,700	17,800	975	845	765	680	595	510	425	340	3,580	738
17,800	17,900	985	855	770	685	600	515	430	345	3,620	745
17,900	18,000	1,000	860	775	690	605	520	435	355	3,650	751
18,000	18,100	1,010	865	780	695	615	530	445	360	3,690	757
18,100	18,200	1,025	875	790	705	620	535	450	365	3,720	764
18,200	18,300	1,040	880	795	710	625	540	455	370	3,760	770
18,300	18,400	1,050	885	800	715	630	550	465	380	3,790	777
18,400	18,500	1,065	895	810	725	640	555	470	385	3,830	783
18,500	18,600	1,080	910	815	730	645	560	480	395	3,860	789
18,600	18,700	1,095	925	825	740	655	570	485	400	3,900	796
18,700	18,800	1,110	940	830	745	660	575	490	405	3,930	802
18,800	18,900	1,125	955	835	755	670	585	500	415	3,970	809
18,900	19,000	1,135	970	845	760	675	590	505	420	4,000	815
19,000	19,100	1,150	985	850	765	680	600	515	430	4,040	821
19,100	19,200	1,165	995	860	775	690	605	520	435	4,070	828
19,200	19,300	1,180	1,010	865	780	695	610	530	445	4,100	834
19,300	19,400	1,195	1,025	875	790	705	620	535	450	4,140	841
19,400	19,500	1,210	1,040	880	795	710	625	540	460	4,170	847
19,500	19,600	1,225	1,055	885	805	720	635	550	465	4,210	853
19,600	19,700	1,240	1,070	900	810	725	640	555	470	4,240	860
19,700	19,800	1,255	1,085	915	815	735	650	565	480	4,280	866
19,800	19,900	1,265	1,100	930	825	740	655	570	485	4,310	873
19,900	20,000	1,280	1,110	945	830	745	665	580	495	4,340	879
20,000	20,100	1,295	1,125	960	840	755	670	585	500	4,380	885
20,100	20,200	1,310	1,140	970	845	760	675	595	510	4,410	892
20,200	20,300	1,325	1,155	985	855	770	685	600	515	4,450	898
20,300	20,400	1,340	1,170	1,000	860	775	690	605	525	4,480	905
20,400	20,500	1,355	1,185	1,015	870	785	700	615	530	4,510	911
20,500	20,600	1,370	1,200	1,030	875	790	705	620	535	4,550	917
20,600	20,700	1,380	1,215	1,045	880	800	715	630	545	4,580	924
20,700	20,800	1,395	1,230	1,060	890	805	720	635	550	4,620	930
20,800	20,900	1,410	1,240	1,075	905	810	730	645	560	4,650	937
20,900	21,000	1,425	1,255	1,085	920	820	735	650	565	4,690	943
21,000	21,100	1,440	1,270	1,100	935	825	740	660	575	4,720	949
21,100	21,200	1,455	1,285	1,115	945	835	750	665	580	4,750	956
21,200	21,300	1,470	1,300	1,130	960	840	755	670	585	4,790	962
21,300	21,400	1,485	1,315	1,145	975	850	765	680	595	4,820	969
21,400	21,500	1,495	1,330	1,160	990	855	770	685	600	4,860	975
21,500	21,600	1,510	1,345	1,175	1,005	860	780	695	610	4,890	981
21,600	21,700	1,525	1,355	1,190	1,020	870	785	700	615	4,930	988
21,700	21,800	1,540	1,370	1,205	1,035	875	790	710	625	4,950	994
21,800	21,900	1,555	1,385	1,215	1,050	885	800	715	630	4,970	1,001
21,900	22,000	1,570	1,400	1,230	1,065	895	805	720	640	4,990	1,007

## (五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,585	1,415	1,245	1,075	910	815	730	645	5,020	1,013
22,100	22,200	1,600	1,430	1,260	1,090	920	820	735	650	5,040	1,020
22,200	22,300	1,615	1,445	1,275	1,105	935	830	745	660	5,060	1,026
22,300	22,400	1,625	1,460	1,290	1,120	950	835	750	665	5,080	1,033
22,400	22,500	1,640	1,470	1,305	1,135	965	845	760	675	5,110	1,039
22,500	22,600	1,655	1,485	1,320	1,150	980	850	765	680	5,130	1,045
22,600	22,700	1,670	1,500	1,330	1,165	995	855	775	690	5,150	1,052
22,700	22,800	1,685	1,515	1,345	1,180	1,010	865	780	695	5,180	1,058
22,800	22,900	1,700	1,530	1,360	1,190	1,025	870	785	705	5,200	1,065
22,900	23,000	1,715	1,545	1,375	1,205	1,040	880	795	710	5,220	1,071
23,000	23,100	1,730	1,560	1,390	1,220	1,050	885	800	715	5,240	1,077
23,100	23,200	1,740	1,575	1,405	1,235	1,065	895	810	725	5,270	1,084
23,200	23,300	1,755	1,590	1,420	1,250	1,080	910	815	730	5,290	1,090
23,300	23,400	1,770	1,600	1,435	1,265	1,095	925	825	740	5,310	1,097
23,400	23,500	1,785	1,615	1,445	1,280	1,110	940	830	745	5,340	1,103
23,500	23,600	1,800	1,630	1,460	1,295	1,125	955	840	755	5,360	1,109
23,600	23,700	1,815	1,645	1,475	1,305	1,140	970	845	760	5,400	1,116
23,700	23,800	1,830	1,660	1,490	1,320	1,155	985	850	765	5,440	1,122
23,800	23,900	1,845	1,675	1,505	1,335	1,165	1,000	860	775	5,490	1,129
23,900	24,000	1,855	1,690	1,520	1,350	1,180	1,015	865	780	5,530	1,135
24,000	24,100	1,870	1,705	1,535	1,365	1,195	1,025	875	790	5,570	1,141
24,100	24,200	1,885	1,715	1,550	1,380	1,210	1,040	880	795	5,610	1,148
24,200	24,300	1,900	1,730	1,565	1,395	1,225	1,055	890	805	5,650	1,154
24,300	24,400	1,915	1,745	1,575	1,410	1,240	1,070	900	810	5,700	1,161
24,400	24,500	1,930	1,760	1,590	1,425	1,255	1,085	915	820	5,740	1,167
24,500	24,600	1,945	1,775	1,605	1,435	1,270	1,100	930	825	5,780	1,173
24,600	24,700	1,960	1,790	1,620	1,450	1,280	1,115	945	830	5,820	1,180
24,700	24,800	1,975	1,805	1,635	1,465	1,295	1,130	960	840	5,860	1,186
24,800	24,900	1,985	1,820	1,650	1,480	1,310	1,140	975	845	5,900	1,193
24,900	25,000	2,000	1,830	1,665	1,495	1,325	1,155	990	855	5,950	1,199
25,000	25,100	2,015	1,845	1,680	1,510	1,340	1,170	1,000	860	5,990	1,205
25,100	25,200	2,030	1,860	1,690	1,525	1,355	1,185	1,015	870	6,030	1,214
25,200	25,300	2,045	1,875	1,705	1,540	1,370	1,200	1,030	875	6,070	1,228
25,300	25,400	2,060	1,890	1,720	1,550	1,385	1,215	1,045	885	6,110	1,243
25,400	25,500	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	1,060	890	6,160	1,257
25,500	25,600	2,090	1,920	1,750	1,580	1,410	1,245	1,075	905	6,200	1,271
25,600	25,700	2,100	1,935	1,765	1,595	1,425	1,255	1,090	920	6,240	1,286
25,700	25,800	2,115	1,950	1,780	1,610	1,440	1,270	1,105	935	6,280	1,300
25,800	25,900	2,130	1,960	1,795	1,625	1,455	1,285	1,115	950	6,320	1,315
25,900	26,000	2,145	1,975	1,805	1,640	1,470	1,300	1,130	965	6,360	1,329
26,000	26,100	2,160	1,990	1,820	1,655	1,485	1,315	1,145	975	6,410	1,343
26,100	26,200	2,175	2,005	1,835	1,665	1,500	1,330	1,160	990	6,450	1,358
26,200	26,300	2,190	2,020	1,850	1,680	1,515	1,345	1,175	1,005	6,490	1,372
26,300	26,400	2,205	2,035	1,865	1,695	1,525	1,360	1,190	1,020	6,530	1,387
26,400	26,500	2,215	2,050	1,880	1,710	1,540	1,375	1,205	1,035	6,570	1,401
26,500	26,600	2,230	2,065	1,895	1,725	1,555	1,385	1,220	1,050	6,620	1,415
26,600	26,700	2,245	2,075	1,910	1,740	1,570	1,400	1,230	1,065	6,660	1,430
26,700	26,800	2,260	2,090	1,925	1,755	1,585	1,415	1,245	1,080	6,700	1,444
26,800	26,900	2,275	2,105	1,935	1,770	1,600	1,430	1,260	1,090	6,740	1,459
26,900	27,000	2,290	2,120	1,950	1,785	1,615	1,445	1,275	1,105	6,780	1,473

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		控除対象扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,305	2,135	1,965	1,795	1,630	1,460	1,290	1,120	6,820	1,487
27,100	27,200	2,320	2,150	1,980	1,810	1,640	1,475	1,305	1,135	6,870	1,502
27,200	27,300	2,335	2,165	1,995	1,825	1,655	1,490	1,320	1,150	6,910	1,516
27,300	27,400	2,345	2,180	2,010	1,840	1,670	1,500	1,335	1,165	6,950	1,531
27,400	27,500	2,360	2,190	2,025	1,855	1,685	1,515	1,350	1,180	6,990	1,545
27,500	27,600	2,375	2,205	2,040	1,870	1,700	1,530	1,360	1,195	7,030	1,559
27,600	27,700	2,390	2,220	2,050	1,885	1,715	1,545	1,375	1,205	7,080	1,574
27,700	27,800	2,405	2,235	2,065	1,900	1,730	1,560	1,390	1,220	7,120	1,588
27,800円		2,410	2,245	2,075	1,905	1,735	1,565	1,400	1,230	7,160	1,603
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額		27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の15.2%に相当する金額を加算した金額								7,160円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額	1,603円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の13%に相当する金額を加算した金額
32,500円		円 3,125	円 2,960	円 2,790	円 2,620	円 2,450	円 2,280	円 2,115	円 1,945		
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の22.8%に相当する金額を加算した金額								2,214円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の17%に相当する金額を加算した金額	円 6,634
58,500円		円 9,055	円 8,890	円 8,720	円 8,550	円 8,380	円 8,210	円 8,045	円 7,875		
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の30.4%に相当する金額を加算した金額								6,634円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額	円 15,154
94,000円		円 19,845	円 19,680	円 19,510	円 19,340	円 19,170	円 19,000	円 18,835	円 18,665		
94,000円を超え る金額		94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								15,154円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	

(七)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	控除対象扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額								税額	税額
<p>控除対象扶養親族等の数が7人を超える場合には、控除対象扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに85円を控除した金額</p>										<p>従たる給与について扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数に1人を超えた場合、当該控除額を1人ごとに85円を控除した金額</p>	

(注) この表において「控除対象扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

■ 給与と所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

■ 吉 まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

■ 満 当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数が7人以下である場合には、吉により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された控除対象扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

■ 徳 当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数が7人を超える場合には、吉により求めた金額に応じて、控除対象扶養親族等の数が7人であるものとして満により求めた税額から、控除対象扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。

■ 前 満及び徳の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与と所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、控除対象扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、控除対象扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ満及び徳の控除対象扶養親族等の数とする。

■ 給与と所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

■ 吉 満に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された控除対象扶養親族等の数に応じ、控除対象扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額)が、その求める税額である。

■ 満 その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四中  
「扶養親族等」  
を  
「控除対象扶養親族等」  
に、  
「扶養親族を」  
を  
「控除対象扶養親族を」  
に改める。

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定並びに附則第二条、第三条第三項及び第四項、第四条、第九条から第十四条まで、第十九条、第二十条並びに第二十二条の規定 平成十一年十月一日
- 二 第二条の規定並びに附則第五条から第八条まで、第十五条から第十八条まで及び第二十一条の規定 平成十二年一月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日  
(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の子育て支援手当法(以下「新子育て支援手当法」という。)の規定は、平成十一年十月以後の月分の児童手当から適用し、同年九月以前の月分の児童手当(同条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。))附則第六条第一項の給付を含む。)については、なお従前の例による。

第三条 平成十一年十月一日において児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当又は子育て継続手当について新子育て支援手当法第七条第一項(新子育て支援手当法第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。))又は第十七条の五第一項(新子育て支援手当法第十七条の八第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。))の規定による認定の請求(現に児童手当の支給を受けている者が子育て継続手当の支給を受けようとするときは、当該児童手当に係る認定の請求を含む。))の手続をとることができる。

- 2 前項の手続をとった者が、平成十一年十月一日において、児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当又は子育て継続手当の支給は、新子育て支援手当法第八条第二項(新子育て支援手当法第十七条の七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定にかかわらず、同月から始める。
- 3 平成十一年九月三十日において児童手当の支給を受けていた者(同年十月一日前に第一項の手続をとった者を除く。))については、市町村長(特別区の区長を含むものとし、

新子育て支援手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる場合においては新子育て支援手当法第七条第一項の認定をする者を含む。)は、その者が同年十月一日において新子育て支援手当法に規定する児童手当の支給要件に該当するときは、その者の請求を待たずにその者に係る新子育て支援手当法の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額について新子育て支援手当法第七条第一項の認定を行うものとする。この場合において、当該認定に係る児童手当の支給は、同月から始める。

- 4 平成十一年十月一日において現に児童手当又は子育て継続手当の支給要件に該当している者(同年九月三十日において旧児童手当法に規定する児童手当の支給要件に該当していた者(前項の規定の適用を受ける者を除く。))を除く。)が、同年十月三十一日までの間に新子育て支援手当法第七条第一項又は第十七条の五第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当又は子育て継続手当の支給は、新子育て支援手当法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

第四条 第一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(控除対象扶養親族の特例)

第五条 平成十二年分以後の所得税についての第二条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の適用については、当分の間、新所得税法第二条第一項第三十四号の三に規定する控除対象扶養親族には、同項第三十四号に規定する扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者(同項第二十八号に規定する障害者を除く。)を含むものとする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新所得税法の規定は、平成十二年分以後の所得税について適用し、平成十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第七条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

- 2 新所得税法第九十四条第一項並びに第九十五条第一項及び第三項の規定は、平成十二年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

第八条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例によ

る。

2 新所得税法第二百三条の五の規定は、平成十二年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する公的年金等の受給者の控除対象扶養親族等申告書について適用する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

第二条中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第五条ノ二中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、「児童手当交付金及」を削り、「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「第二項及第四項」を「及第三項」に、「児童手当交付金、」を「子育て支援手当交付金、」に、「児童手当ノ」を「子育て支援手当ノ」に改め、「児童手当及」を削る。

第六条中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、「児童手当交付金及」を削る。

第八条ノ二第一項及び第二項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、同条第三項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に、「児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に改める。

第九条中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第十一条ノ二第一項中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、同条第二項中「被用者二係ル児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に、「当該児童手当交付金」を「子育て支援手当交付金」に改める。

第十二条第二項及び第十三条中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改める。

第十八条ノ二中「児童手当勘定」を「子育て支援手当勘定」に改め、「並ニ児童手当」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当の」を「子育て支援手当の」に改める。

別表第四第二号 ( 二十三 ) 中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、

「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に、「及び児童手当」を「及び児童手当又は子育て継続手当」に、「並びに児童手当」を「並びに児童手当及び子育て継続手当」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の二中「児童手当」を「子育て支援手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第七十九号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改める。

第六条第六十五号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改め、「児童手当及び」を削る。

第十一条第一項中「児童手当事業」を「児童育成事業」に改める。

第十二条中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改め、「児童手当及び」を削る。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当の」を「子育て支援手当の」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「児童手当の」を「子育て支援手当の」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項中「同項第三十四号」を「同項第三十四号の三」に、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同条第二項中「第二条第一項第三十四号の三」を「第二条第一項第三十四号の二」に改め、同条第三項の表の第八十五条第三項の項中「特定扶養親族、老人扶養親族」を「老人扶養親族」に、「その他の扶養親族」を「その他の控除対象扶養親族」に、「第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくはその他の特定扶養親族、同条第二項」を「第四十一条の十四第二項」に改め、「特定扶養親族及び」を削り、同表の第百九十四条第一項第五号の項中「特定扶養親族又は老人扶養親族」を「老人扶養親族」に、「第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくはその他の特定扶養親族又は同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくは」を「第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族又は」に改める。

第四十一条の十五第一項中「子」を「子で政令で定めるもの」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十六条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の三第一項中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」に改める。

第三十六条の四第一項中「所得税法」を「地方税法」に改める。

第九十条第一項第三号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十七条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十二条第一項中「所得税法」を「地方税法第二十三条」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第十八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条」に改める。

第九条第一項中「所得税法」を「地方税法第二十三条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号の二中「児童手当の」を「児童手当又は子育て継続手当の」に、「児童手当法」を「子育て支援手当法」に、「第七条」を「第七条又は第十七条の五」に、「受給資格者」を「児童手当の受給資格者又は子育て継続手当の受給資格者」に改める。

第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」を「児童手当又は子育て継続手当」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号中「児童手当法」を「子育て支援手当法」に改める。

（児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に二項を加える改正規定のうち同条第四項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条」に、「同法」を「同条」に改める。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を削る。

（政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

児童手当制度を拡充し、子育てに係る経済的負担を軽減するため児童を養育している者等に対し子育て支援手当を支給すること等により、次代の社会を担う児童等を育てている家庭における生活の安定に寄与することを目的とする子育て支援手当制度を創設するとともに、個人所得課税における各種の人的控除制度の見直しの一環として、扶養児童等に係る扶養控除の制度を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約三兆円の見込みである。